

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額の算定に関する基準

制定 平成28年12月16日

改正 平成29年 3月30日

平成30年 9月28日

平成31年 2月27日

令和元年 9月27日

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条に掲げる第1号事業支給費の額の算定に関する基準について、次のとおり定める。

1 訪問型サービス

(A) 訪問サービス費（1月あたり）

区 分	単 位		目 安
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス	
イ 週1回程度	1, 172単位	972単位	要支援1・2、事業対象者
ロ 週2回程度	2, 342単位	1, 943単位	要支援1・2、事業対象者
ハ 週2回超	3, 715単位	3, 082単位	要支援2

※ 事業所の所在する建物と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は事業所における1月当りの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行う場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、事業所における1月当りの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行う場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

(B) 加算（1月あたり）

区 分	単 位	
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス
ニ 初回加算	200単位	
ホ 生活機能向上連携加算		
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位	—
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位	—
へ 介護職員処遇改善加算		
(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数	
(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数	
(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数	
(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数	
(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数	

ト 介護職員特定処遇改善加算	
(1) 介護職員特定処遇改善加算 (I)	イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(2) 介護職員特定処遇改善加算 (II)	イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する

※ 一単位未満の端数四捨五入

2 通所型サービス

(A) 通所サービス費 (1月あたり)

区 分	単 位		目 安
	介護予防通所サービス	運動型通所サービス	
イ (1) 要支援1、事業対象者	1, 655単位	1, 411単位	週1回程度
イ (2) 要支援2	3, 393単位	2, 893単位	週2回程度

※ 利用者の数が利用定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

※ 若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合は、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

※ 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、所定単位数1月につき次の単位を所定単位から減算する。

要支援1、事業対象者 376単位

要支援2 752単位

(B) 加算 (1月あたり)

区 分	単 位	
	介護予防通所サービス	運動型通所サービス
ロ 生活機能向上連携加算	200単位	
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位	—
ニ 運動器機能向上加算	225単位	—
ホ 栄養改善加算	150単位	—
ヘ 栄養スクリーニング加算	5単位	—
ト 口腔機能向上加算	150単位	—
チ 選択的サービス複数実施加算		
選択的サービス複数実施加算 (I)	480単位	—
選択的サービス複数実施加算 (II)	700単位	—
リ 事業所評価加算	120単位	—
ヌ サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化加算 (I) イ	要支援1、事業対象者 要支援2	72単位 144単位
サービス提供体制強化加算 (I) ロ	要支援1、事業対象者 要支援2	48単位 96単位
サービス提供体制強化加算 (II)	要支援1、事業対象者 要支援2	24単位 48単位

ル 介護職員処遇改善加算	
(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	イからヌまでにより算定した単位数の 1000分の59に相当する単位数
(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	イからヌまでにより算定した単位数の 1000分の43に相当する単位数
(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	イからヌまでにより算定した単位数の 1000分の23に相当する単位数
(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(3) により算定した単位数の 100分の90に相当する単位数
(5) 介護職員処遇改善加算 (V)	(3) により算定した単位数の 100分の80に相当する単位数
ヲ 介護職員特定処遇改善加算	
(1) 介護職員特定処遇改善加算 (I)	イからヌまでにより算定した単位数の 1000分の12に相当する単位数
(2) 介護職員特定処遇改善加算 (II)	イからヌまでにより算定した単位数の 1000分の10に相当する単位数

- ※ 生活機能向上連携加算において、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位とする。
- ※ 栄養スクリーニング加算については、6月に1回を限度とする。
- ※ 一単位未満の端数四捨五入

3 介護予防ケアマネジメント

(A) ケアマネジメント費 (1月あたり)

区 分	単 位
イ ケアマネジメント A	431単位
ロ ケアマネジメント C	431単位

(B) 加算 (1月あたり)

区 分	単 位
ハ 初回加算・介護予防ケアマネジメント A	300単位
ニ 初回加算・介護予防ケアマネジメント C	300単位
ホ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。